

NPO 法人 CFF ジャパン

内部通報規程

第1章 総則

第1条(目的) 本規程は、特定非営利活動法人 CFF ジャパン(以下「当法人」という)の業務に関し、法令違反、不正行為、または社会倫理に反する行為(以下「不正行為等」という)の早期発見と是正を図るため、内部通報の仕組みと通報者の保護について必要な事項を定め、もって当法人の健全な運営と社会的信用の維持に資することを目的とする。

第2条(定義)

1. 「内部通報」とは、当法人の役職員等が、当法人の業務に関わる不正行為等が生じている、または生じようとしている事実を、第4条に定める通報窓口に通報することをいう。
2. 「通報者」とは、内部通報を行った者をいう。
3. 「被通報者」とは、通報において不正行為等を行ったとされた者をいう。

第3条(利用者の範囲) 本規程に基づき通報を行うことができる者(以下「役職員等」という)の範囲は以下の通りとする。

1. 理事、監事、職員
2. ボランティアスタッフ、インターン、業務委託契約者
3. 過去1年以内に前2号に該当していた退職者および元関係者

第2章 通報窓口および体制

第4条(通報窓口の設置)

1. 内部通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という)を法人内部および外部(必要に応じて)に設置する。
2. 内部窓口担当者は、代表理事が指名する理事または事務局長とする。ただし、通報対象が代表理事自身である場合に備え、監事を別の窓口として定める。

【通常窓口】: 事務局長 または 指名されたコンプライアンス担当理事

【独立窓口】: 監事(役員に関する通報の場合など)

第5条(公益通報対応業務従事者) 当法人は、内部通報の受付、調査、是正措置等に従事する者(以下「従事者」という)を定め、従事者は通報者を特定させる事項について、正当な理由なく漏らしてはならない(守秘義務)。

第3章 通報の手続き

第6条(通報の方法)

1. 通報は、電子メール、書面、電話、面談など、通報者が利用しやすい方法で行うことができる。
2. 通報は原則として実名で行うものとするが、匿名による通報も受け付ける。ただし、匿名の通報の場合、調査結果の通知や事実関係の調査に制約が生じる場合があることを通報者は了承するものとする。

第7条(誠実義務) 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他不正の目的で通報を行ってはならない。虚偽の通報を行った場合、就業規則等に基づき処分の対象となることがある。

第4章 調査および是正措置

第8条(調査の実施)

1. 通報窓口は、通報を受理した後、速やかに事実関係の調査を行うか否かを決定する。
2. 調査が必要と判断された場合、代表理事(被通報者が代表理事の場合は監事)は、利害関係を有しない者による調査チームを組織し、調査を実施する。
3. 調査チームは、関係者へのヒアリング、書類の閲覧等、必要な調査を行う権限を有する。当法人の役職員等は、正当な理由なくこれおよび協力を拒んではならない。

第9条(是正措置および再発防止) 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合、当法人は速やかに是正措置、再発防止策、および関係者の処分等、適切な措置を講じるものとする。

第10条(通報者への通知) 通報窓口は、通報者に対し、調査の実施有無、調査結果、および講じた措置の内容について、可能な範囲で遅滞なく通知する。ただし、匿名通報の場合や、他者のプライバシー等を侵害する恐れがある場合はこの限りではない。

第5章 通報者の保護

第11条(不利益取扱いの禁止)

1. 当法人は、通報者が正当な通報を行ったことを理由として、解雇、降格、減給、契約解除、ボランティア登録の抹消、その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
2. 通報者が職場や活動現場において、通報をしたことを理由に嫌がらせや不当な扱いを受けないよう、当法人は適切な環境整備を行う。

第12条(秘密保持の徹底)

1. 従事者および調査に関与した者は、通報者が特定される情報および通報内容等の秘密を厳守しなければならない。
2. 調査にあたっては、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。

第 13 条(利益相反の排除) 被通報者、または通報内容と密接な利害関係を有する者は、当該通報に関する受付、調査、是正措置等の業務に関与してはならない。

第 6 章 罰則

第 14 条(罰則)

1. 不正行為等が確認された者に対しては、懲戒処分等の厳正な措置を行う。
2. 通報者に対して不利益な取り扱いを行った者、または通報者の探索を行った者に対しても、同様に厳正な処分を行う。

附則

第 15 条(改廃) 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第 16 条(施行) 本規程は、2025 年 12 月 1 日より施行する。